

岸和田市都市景観条例

平成 6 年 3 月 24 日 条例第 2 号
改正 平成 7 年 3 月 16 日 条例第 15 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 都市景観の形成
 - 第 1 節 都市景観形成基本計画の策定（第 8 条）
 - 第 2 節 都市景観形成地区（第 9 条—第 13 条）
 - 第 3 節 都市景観形成建築物等（第 14 条—第 18 条）
 - 第 4 節 大規模建築物等（第 19 条—第 22 条）
 - 第 5 節 歴史的まちなみの保全（第 23 条）
 - 第 6 節 緑化の推進（第 24 条—第 26 条）
 - 第 7 節 都市景観障害物件等（第 27 条・第 28 条）
- 第 3 章 組織及び事業
 - 第 1 節 岸和田市都市景観審議会（第 29 条—第 36 条）
 - 第 2 節 委員会等（第 37 条・第 38 条）
 - 第 3 節 市民団体（第 39 条・第 40 条）
 - 第 4 節 事業（第 41 条・第 42 条）
- 第 4 章 雑則（第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、岸和田市における都市景観の形成に関する基本的な事項を定め、もって岸和田らしい都市景観を保全し、創出し、未来へ継承することのできる快適な環境と、住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 地域性、歴史性、風土性、文化性等を生かした岸和田らしい景観を保全し、育成し、又は創出することをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (3) 建築物等 前号に規定する建築物、建築物以外の工作物で規則で定めるもの並びに屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれらを掲出する物件をいう。
- (4) 大規模建築物等 都市景観に大きな影響を及ぼす建築物等で規則で定めるものをいう。
- (5) 事業者 建築物等を設計し、施工し、販売し、若しくはあつせんする者又は建築物等を用いて業を営む者をいう。
- (6) 歴史的まちなみ 建築物等が連たんして歴史的に豊かな特色を持つことにより、市民に親しまれ、愛着を持たれるような景観を形成しているまちなみをいう。
- (7) 境界領域 道路等公共空間から通常見ることのできる公的物件、私的物件等により構成される領域をいう。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、都市景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見、要望等が十分に反映されるよう

努めなければならない。

3 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的役割を果たさなければならない。

4 市長は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が都市景観の形成に寄与することができるよう、都市景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが都市景観形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮するとともに、都市景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自らも都市景観形成の主体であることを認識し、専門的知識を活用し、都市景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（国等に対する要請）

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、国、大阪府等関係団体又はその機関に対して、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第7条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 都市景観の形成

第1節 都市景観形成基本計画の策定

（都市景観形成基本計画の策定）

第8条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となる計画（以下「都市景観形成基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ市民等及び岸和田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 都市景観形成地区

（景観地区の指定）

第9条 市長は、重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める地区を、都市景観形成地区（以下「景観地区」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観地区の指定をしようとするときは、あらかじめ市民等の意見、要望等を聴くとともに、岸和田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定された景観地区において、特別の理由があるときは、市民等及び岸和田市都市景観審議会の意見を聴き、その指定を解除することができる。

4 第1項の規定により景観地区を指定したとき又は前項の規定により景観地区の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

5 第2項及び前項の規定は、当該地区の変更について準用する。

（景観基準）

第10条 市長は、景観地区の指定をしたときは、あらかじめ市民等及び岸和田市都市景観審議会の意見を聴き、当該景観地区における都市景観の形成を図るための基準（以下「景観基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の景観基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

(1) 景観地区の都市景観の形成に関する基本方針

(2) 景観地区に必要な環境の整備に関する事項

(3) 境界領域の整備に関する事項

(4) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、色彩、材質等に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定は、当該基準の変更について準用する。

(行為の届出)

第11条 景観地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除去
- (2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採又は土石類の採取
- (5) その他規則で定める行為

(基準の遵守)

第12条 前条に規定する行為をしようとする者及びその事業者は、当該行為を第10条第1項に規定する景観基準に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第13条 市長は、第11条に規定する行為をしようとする者に対して、必要な助言又は指導をすることとする。

第3節 都市景観形成建築物等

(景観建築物等の指定)

第14条 市長は、都市景観の形成において重要な価値があると認められる建築物等又は木竹その他の物件を都市景観形成建築物等(以下「景観建築物等」という。)として指定するものとする。

- 2 市長は、前項の指定に当たっては、あらかじめ岸和田市都市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定により指定された景観建築物等がその価値を失ったとき又は特別の理由があるときは、その所有者等及び岸和田市都市景観審議会の意見を聴き、その指定を解除することができる。
- 4 第1項の規定により景観建築物等を指定したとき又は前項の規定により景観建築物等の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(管理計画)

第15条 市長は、前条の規定により景観建築物等の指定をしたときは、あらかじめ岸和田市都市景観審議会及びその所有者等の意見を聴き、当該景観建築物等における都市景観の形成を図るための管理計画(以下「管理計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の管理計画は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 景観建築物等に関する管理方針
- (2) 景観建築物等の整備に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定は、当該計画の変更について準用する。

(行為の届出)

第16条 景観建築物等について、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該景観建築物等の増築、改築、移転又は除去
- (2) 当該景観建築物等の外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 木竹の伐採又は土石類の採取
- (4) 土地の形質の変更
- (5) 所有権その他の権利の移転
- (6) その他規則で定める行為

(計画の遵守)

第17条 前条に規定する行為をしようとする者及びその事業者は、当該行為を第15条第1項に規定する管理計画に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第18条 市長は、第16条に規定する行為をしようとする者に対して、必要な助言又は指導をするものとする。

第4節 大規模建築物等

(行為の届出)

第19条 景観地区以外の地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築、増築、改築、移転又は除去
- (2) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) その他規則で定める行為

(誘導基準)

第20条 市長は、あらかじめ市民等及び岸和田市都市景観審議会の意見を聴き、前条の規定に係る大規模建築物等に対する都市景観形成上必要な誘導基準(以下「誘導基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の誘導基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 大規模建築物等に対する都市景観形成上の基本方針
- (2) 境界領域の整備に関する事項
- (3) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、色彩、材質等に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定は、当該基準の変更について準用する。

(基準の遵守)

第21条 第19条に規定する行為をしようとする者及びその事業者は、当該行為を前条第1項に規定する誘導基準に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第22条 市長は、第19条に規定する行為をしようとする者に対して、必要な助言又は指導をするものとする。

第5節 歴史的まちなみの保全

(歴史的まちなみの保全)

第23条 市長は、歴史的まちなみ及びこれと一体をなしてその歴史的景観を形成している環境を保全するため、必要な施策を実施しなければならない。

第6節 緑化の推進

(方針)

第24条 市長及び市民等は、潤いのある都市景観の創出のため、緑化の推進に努めなければならない。

(生け垣への誘導)

第25条 市長は、緑化の推進のため必要があると認めるときは、境界領域の塀等の所有者等に対し、当該塀等を生け垣とするよう助言又は誘導をするものとする。

(公共施設の緑化)

第26条 市長は、市の施設について、施設の種類、用途等に応じ、緑化の推進を図るとともに、その管理に関する基準を定めなければならない。

第7節 都市景観阻害物件等

(都市景観阻害物件等に対する要請)

第27条 市長は、都市景観の形成を阻害するものであると認められる建築物等その他の物件があるときは、その所有者等に対し、都市景観の形成に関し必要な措置を講じるよう要請することができる。

(空地の利用等に関する要請)

第28条 市長は、都市景観の形成を阻害していると認められる空地があるときは、当該空地の所有者に対し、都市景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第3章 組織及び事業

第1節 岸和田市都市景観審議会

(設置)

第29条 都市景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、岸和田市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第31条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認めた者を市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第33条 審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項について目的が達せられるまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第35条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員(第33条に規定する臨時委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第36条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

第2節 委員会等

(環境デザイン委員会)

第37条 市長は、規則で定めるところにより、公共建築物及び大規模建築物等の都市景観に係る事項を調査検討するため、環境デザイン委員会を設置することができる。

(景観アドバイザー)

第38条 市長は、規則で定めるところにより、市民等に対して都市景観の形成上必要な情報を提供するとともに、相談に応じることのできる景観アドバイザーを設置することができる。

第3節 市民団体

(市民団体の認定)

第39条 市長は、都市景観の形成に寄与することを目的とする市民団体を景観形成市民団体（以下「市民団体」という。）として認定することができる。

2 前項に規定する市民団体の要件、認定の方法等については、規則で定める。

(活動の支援)

第40条 市長は、前条に規定する市民団体に対して、その主体性を尊重し、積極的な活動が行われるよう、必要な支援を行うものとする。

第4節 事業

(事業)

第41条 市長は、都市景観の形成に係る調査、啓発活動、表彰その他必要な事業を実施するものとする。

(助成等)

第42条 市長は、都市景観の形成のために必要な行為をする者に対し、技術的援助をし、又はその行為に係る経費の一部を助成することができる。

第4章 雑則

(その他)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1章、第2章第1節及び第3章の規定は平成6年4月1日から、第2章第4節の規定は平成7年4月1日から、その他の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成6年7月29日規則第25号で、同6年8月1日から施行)

(経過措置)

2 第11条及び第19条の規定は、当該規定の施行の日（第11条の規定については、第9条第4項又は第5項の規定による景観地区の指定の告示のあった日。以下同じ。）前に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をした行為（当該確認の申請を要しない行為にあっては、当該規定の施行の日前に着手した行為）については適用しない。

附 則（平成7年3月16日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。